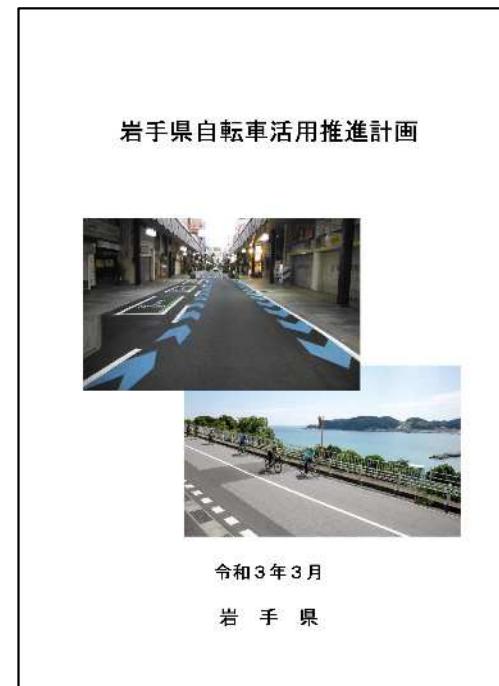


第2期岩手県自転車活用推進計画 (素案)について



岩手県自転車活用推進計画	• • • 1
国の次期自転車活用推進計画との整合性について	• • • 6
第1期計画からの主な変更点について	• • • 9
第1期計画の進捗状況と次期計画の指標設定	• • • 16
第2期岩手県自転車活用推進計画(案)の概要	• • • 18

岩手県自転車活用推進計画



○計画策定の趣旨

- ・自転車の活用による環境負荷の低減、国民の健康の増進を図ることなどの重要な課題に対応するため、平成29年(2017年)5月1日に自転車活用推進法(以下「法」という。)が施行
- ・国では、法第9条の規定に基づき、平成30年(2018年)6月8日に国の自転車活用推進計画(以下「国自転車計画」という。)を閣議決定※
※令和3年5月28日に第2次国自転車推進計画が閣議決定
- ・法第10条では、都道府県は国自転車計画を勘案して区域の実情に応じた都道府県版の自転車活用推進計画を定めるよう努めることを規定
- ・こうした国の動きを踏まえ、本県における自転車を活用した環境負荷の低減、健康増進、観光振興等の促進を目的として、令和3年3月に岩手県自転車活用推進計画を策定

○計画の位置付け

- ・「いわて県民計画(2019～2028)」を始めとする本県の各種関連計画を踏まえ、法第10条の規定の基づき国自転車計画を勘案して策定する都道府県版の自転車活用推進計画であり、本県の自転車に関する施策の指針
- ・法第11条の規定に基づき、市町村が自転車活用推進計画を策定する際に、国自転車計画とともに参考となるもの



○計画の期間

令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)の5年間

今年度


計画期間 (年度)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
国 自転車 計画		【第1次計画】			【第2次計画】			
岩手県 自転車活用 推進計画					計画期間			

○計画の対象地域

岩手県全域

岩手県自転車活用推進計画の指標

岩手県自転車活用推進計画では、「利用環境」、「健康づくり」、「観光振興」、「安全安心」の4つの取組分野ごとの施策を着実に推進するため、次のとおり指標を設定しています。

取組分野	目標及び施策
I 利用環境	<p>【目標】自転車の利用拡大のための環境創出 自転車の走行に配慮した自転車通行空間の整備や自転車利川者のための道路標示の充実等により、自転車を快適に利用するための環境を創出します。</p> <p>○施策 1 自転車通行空間等の整備や維持管理の推進 ○施策 2 まちづくりと連携した自転車利用環境の整備の推進</p>
II 健康づくり	<p>【目標】自転車利用の促進による健康増進 サイクルスポーツに親しみやすい環境づくりや日常生活における自転車利用の促進等により、自転車を活用した健康増進を図ります。</p> <p>○施策 3 サイクルスポーツ振興の推進 ○施策 4 自転車を活用した健康づくりの推進</p>
III 観光振興	<p>【目標】サイクルツーリズム等の推進による観光振興 サイクルツーリズムを楽しむ観光客の誘客促進や本県の魅力を生かしたサイクリングルートの形成等により、自転車を活用した観光振興を図ります。</p> <p>○施策 5 地域資源を生かしたサイクルツーリズムの推進 ○施策 6 地域特性を生かしたサイクリング環境の提供</p>
IV 安全安心	<p>【目標】自転車を安全に安心して利用できる社会の実現 自転車利用者の交通安全意識の高揚や学校と連携した交通安全活動等により、自転車を安全に安心して利用できる社会を形成します。</p> <p>○施策 7 自転車の安全利用の促進 ○施策 8 学校における交通安全活動の推進</p>



国の次期自転車活用推進計画との 整合性について

次期計画のビジョン(案)



修正(案)

誰にとっても安全・快適に自転車を活用できる環境の実現により、
自転車交通の役割を拡大し、
人と地域が調和した持続可能で豊かに暮らせる社会を目指す

自転車とは

- 自転車は、単なる移動手段ではなく、人と人、人と地域をつなぎ、生活の質を高める交通手段であり、インクルーシブな社会を形成し地域の持続可能性を支える社会基盤となり得るものである。自転車が、戦後復興期から現代に至るまで人々の暮らしを支えてきたなかで、日本は世界有数の自転車利用国となっており、自転車関連の産業基盤も国内に厚く存在している。
- 自転車の活用を進める基盤は、歩行者と自転車、自動車が調和し、誰にとっても安全で快適な走行空間と、ルール遵守等による交通安全の確保である。ハード・ソフト両面からこれらの施策を一貫的に推進し、自転車社会を持続的に発展させることを目指す。
- 自転車に乗ることと歩くことは、「アクティブモビリティ（人力による移動手段）」とも定義され、人を中心とした移動体系を構成する両輪である。自転車活用をまちづくりや交通政策と一緒に捉えることで、人力による移動の自由を広げ、車に依存し過ぎない地域交通ネットワークの形成や、子どもが安心して通学し、高齢者が自立して外出できる環境の形成を図り、歩く・乗る・集うが調和した人を中心としたまちづくりの実現に寄与することを目指す。
- 自転車をはじめとする身体活動やスポーツは、健康長寿社会の実現にも寄与する。日常の移動やスポーツに自転車を積極的に取り入れることで、あらゆる世代で自転車を「健康のインフラ」として機能させることを目指す。
- 脱炭素社会の実現においても、自転車は重要な役割を果たす。自転車は、短距離移動の脱炭素化を最も効率的に進める手段であり、公共交通、歩行等とのベストミックスを実現することで、環境負荷の低い持続可能な社会を構築し、自転車を基点としたGX（グリーン・トランスポーテーション）を目指す。
- 自転車は、地域の観光・交流の推進にも貢献する。サイクルツーリズムを通じて、滞在型・回遊型観光を促進することで、地域の経済循環を生み出すことをを目指す。また、観光地において、自転車が環境負荷や交通負荷の少ない移動手段として公共交通とともに活用され、持続可能な観光地経営に貢献することで、地域資源を守りながら人の流れを生み出す、新たな地方創生に寄与することを目指す。
- 2030年には、自転車を徒歩や公共交通と並ぶ重要な交通手段の一つとして確立し、安全・安心・快適に利用できる基盤の整備や自転車の安全利用の更なる促進、公共交通との連携の強化等を通じて、自転車がその役割を拡大し、都市でも地方でも、生活の自然な選択肢として根づき、より多くの国民が安全・安心に楽しく移動し、健康で豊かに暮らせる持続可能な社会を目指す。地方公共団体においては、環境・健康・観光・教育等の各分野において、地域に応じた優先課題を明確にした施策が展開されることで、自転車が「まちの質を高める政策的な交通手段」となることをを目指す。

利用環境・交通安全

移動環境・人中心

健康

脱炭素・GX

ツーリズム・地方創生

2030年(政策的な交通手段)

前回の主なご意見への対応

- ・ウォーカブルの視点への配慮
- ・自転車に乗れない人・乗らない人への配慮
- ・対象の明確化（優先順位）への配慮
- ・健康長寿社会への貢献への配慮
- ・日本の歴史・特徴への配慮
- ・自治体の機運醸成、前向きさへの配慮（文章全般で表現）

前回

誰もが安全・快適に自転車を活用できる社会を実現し、
自転車活用を通じて持続可能で活力ある地域と暮らしをつくる

- 自転車は、環境にやさしく、自転車に乗ることは健康づくりに寄与し、また、災害時には機動的な移動手段になる等、様々な特性を有する。また、利便性も高い物や通勤・通学等の日常生活に加えてサイクリングや観光など幅広く、子どもから大人まで利用できる、極めて身近な交通手段である。
- 我が国が目指すコンパクト・プラス・ネットワークの推進に合わせて、それぞれの地域における公共交通や自転車を活用したベストミックスを図りながら、交通における自動車への依存の程度を低減させることは、道路交通分野における脱炭素化を着実に進め、人口減少・高齢化社会における「地域の足」・「観光の足」として、誰もが自由に移動・交流でき持続可能で活力のあるインクルーシブな社会の実現に寄与し、全国にわたる地域活性化や、国民一人一人のウェルビーイングの向上につながるものとなる。
- こうした、誰もが安全・快適に自転車を活用できる社会を実現させることは、自転車活用を通じて、持続可能で活力ある地域と暮らしをつくることにつながるものである。
- 2030年においては、「人を中心とした社会」への転換を図り、我が国における自転車を『徒歩や公共交通と並ぶ重要な交通手段』の一つとして位置づけ、モビリティとしての自転車の役割拡大を図るとともに、安全・快適に利用できる基盤整備や自転車の安全利用の更なる促進、公共交通との連携の強化等を通じて、日常生活における移動において、より多くの国民が、より安心・安全で快適に、そしてより楽しく自転車を活用できるようになることを目指すものとする。

次期計画の施策(案)



- 次期計画に向けて新たに設定した5つの目標に対して、既存の施策を振り分け、社会情勢の変化、ヒアリング・アンケート調査、前回のご意見等を踏まえ、引き続き推進する施策及び強化・追加する施策を設定

目標	強化すべき 施策の観点	引き続き推進 する施策	強化または追加する施策
【目標1】 安全で快適な自転車ネットワークの整備等による良好な自転車利用環境の実現	自転車ネットワーク等の自転車利用環境整備等について施策を強化	6.生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた取組の実施	<p>1.地方公共団体における計画策定・施策実施の促進【強化】(自活計画やNW計画策定の更なる促進に向けた措置を強化)</p> <p>2.自転車通行空間の計画的な整備の推進【強化】(自転車専用の通行空間整備推進に向けた措置等を拡充)</p> <p>3.自転車通行空間確保の促進に向けた路外駐車場等の整備や違法駐車取締りの推進【強化】(自転車専用通行帯における併用和解・対向走行に係る措置を拡充)</p> <p>4.多様な自転車や地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備の推進【強化】(多様な自転車への対応を強化)</p> <p>5.計画策定等の高度化に向けた情報通信技術の活用の推進【強化】(NW整備に係るデータ活用等の措置を拡充)</p> <p>7.道路利用者全体の安全意識醸成【強化】(歩行者へのルール・マナーの徹底等に関する措置を拡充)</p> <p>8.自転車利用者に対する指導・取締りによる自転車の安全な利用の促進【新規】県計画に反映済み</p>
【目標2】 自転車事故のない安全で安心な社会の実現	青切符の導入等を踏まえ交通ルール遵守に向けて施策を強化	14.損害賠償責任保険等への加入の促進	<p>9.通学時の安全確保等自転車の交通安全教育の推進【強化】(交通安全教室から交通安全教育全体を示す表現に変更)</p> <p>10.自転車の点検整備の促進【強化】(点検整備済みの内容に強化)</p> <p>11.公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出の促進【新規】(都市公園・自然公園における安全に乗れる環境の創成に向けた措置を拡充)</p> <p>12.情報通信技術等の活用による自転車と自動車の事故削減の推進【新規】</p> <p>13.災害時における自転車の活用の推進【強化】(災害時のイマジンバイク等活用推進に関する措置を拡充)</p> <p>15.自転車と地域の公共交通等との連携の促進【新規】</p>
【目標3】 自転車交通の役割拡大による地域の良好な移動環境の形成	モビリティの多様化「交通空白」解消の必要性等を受けた公共交通機関との連携強化に向けた施策を強化	—	<p>16.シェアサイクルの普及促進【強化】(防犯義務駐輪場・駐車場のポートへの転用や公共駐営場のセビリティハブとしての機能向上に関する措置を拡充)</p> <p>17.公共交通機関への自転車の持ち込みの促進【新規】県計画に反映済み</p> <p>18.自転車通勤等の促進【強化】(自転車通勤・バス停からの自転車利用の促進に向けた措置を拡充)</p> <p>19.高い安全性を備えた自転車の普及促進【強化】(車輪アシスト自転車の普及に向けた措置を拡充)</p> <p>20.多様なニーズに応える自転車の開発・普及の促進【強化】(車輪アシスト自転車のアシスト方法の研究に係る措置を拡充)</p>
【目標4】 自転車利用の促進による活力ある健康長寿社会や脱炭素社会の実現	2050カーボンニュートラルを踏まえ低炭素な移動への転換に向けて、脱炭素化を推進するための施策を強化	22.サイクルスポーツ、自転車競技の普及・振興の推進	<p>21.自転車を利用した健康づくりの推進【強化】(健康づくりに向けた措置を拡充)</p> <p>23.自転車の利用促進による環境負荷軽減の推進【新規】県計画に反映済み</p> <p>24.自転車におけるサーキュラーエコノミーの推進【新規】</p> <p>25.シェアサイクルの普及促進(再掲)</p> <p>26.自転車通勤等の促進(再掲)</p>
【目標5】 サイクルツーリズム等の推進による観光地域づくりや地域の活性化	観光の足としての自転車活用による観光地域づくりや地域活性化に資する施策を強化	—	<p>27.世界に誇るサイクリング環境の創出【強化】(NCRの改修・強化や訪日外国人への交通ルール周知の措置を拡充)</p> <p>28.自転車活用による観光地域づくりの推進【新規】県計画に反映済み</p> <p>29.サイクルスポーツ、自転車競技、サイクルイベントの振興を通じた地域活性化の推進【強化】(サイクルスポーツ等の振興により地域活性化を図る施策として強化)</p> <p>30.国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致【強化】(国際会議等を通じた日本の自転車に関する文化・技術等の世界への発信に関する措置を拡充)</p>

※ 出典：国土交通省HP 令和7年度 (R7.10.27)
第2回自転車の活用推進に向けた有識者会議資料

第1期計画からの主な変更点について

- ① いわてサイクルステーション
- ② 岩手県広域サイクリングルート
- ③ 道路交通法改正に伴う取組み

- 岩手県自転車活用推進計画**に基づき、サイクリストなどの自転車利用者へ提供するサービスの充実を図り、**自転車を活用した観光振興等**を促進するため、「**いわてサイクルステーション**」登録制度を令和4年4月1日からスタート。
⇒**東北各県で初めての取組**
- 令和7年10月末時点で**92施設を登録**。

「いわてサイクルステーション」の登録要件

- ①**トイレ**が備わっていること。
- ②ベンチ等の**休憩所**が備わっていること。
- ③**サイクルラック**が備わっていること。
- ④**自転車修理用工具**を配備し、自転車
利用者の申出に応じ貸出が可能であること。
- ⑤**空気入れポンプ**を配備し、自転車
利用者の申出に応じ貸出が可能であること。

＜サイクルラック＞



＜自転車修理用工具＞



＜空気入れポンプ＞



＜ステッカー＞



いわてサイクルステーション

岩手県では「岩手県自転車活用推進計画」に基づき、サイクリストなどの自転車利用者へ提供するサービスの充実を図り自転車を活用した観光振興等を促進するため、サイクルラックなどの自転車利用環境が整備された施設を『いわてサイクルステーション』として登録します。

登録を希望する場合は、所定の登録申請書に必要書類を添付し、岩手県に申請をお願いします。

～登録要件～







県内に所在し、次の①～⑤を満たす施設※1

- ①トイレが備わっていること。
- ②ベンチ等の休憩所が備わっていること。
- ③サイクルラック※2が備わっていること。
- ④自転車修理用工具※3が貸出可能であること。
- ⑤空気入れポンプ※4が貸出可能であること。

※1 営業時間内に①～⑤を無償で利用できること

※2 自立が困難なスポーツサイクルが駐輪可能な設備

※3 簡易的な自転車の修理及び整備が可能な工具

※4 英式、米式及び仏式バルブに対応、空気圧を確認できる目盛り付き

～『いわてサイクルステーション』に登録されると～

○『いわてサイクルステーション』の登録施設であることを示す登録証、ステッカー、のぼり旗を交付します。

○岩手県のホームページ等で『いわてサイクルステーション』の登録施設として広報します。

【問い合わせ先】岩手県 県土整備部 道路環境課
TEL: 019-629-5878 Email: AG0004@pref.iwate.jp

【いわてサイクルステーション登録制度】
<https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/douro/bicycle/1053036.html>




～登録要件の詳細～

道の駅、観光施設、飲食店、コンビニエンスストア及び宿泊施設等の県内に所在する施設で、次の①～⑤を満たす施設*

* 営業時間内に①～⑤を無償で利用できること。

①トイレが備わっていること。



②ベンチ等の休憩所が備わっていること。



③サイクルラックが備わっていること。



④自転車修理用工具を配備し、自転車利用者の申し出に応じ貸出が可能であること。

～自転車修理用工具～

タイヤレバー、六角レンチ及びプラスドライバー等の簡易的な自転車の修理及び整備が可能な工具。



⑤空気入れポンプを配備し、自転車利用者の申し出に応じ貸出が可能であること。

～空気入れポンプ～

英式、米式及び仏式バルブに対応し、空気圧を確認できる目盛りのついた空気入れ。



III 観光振興【目標】サイクルツーリズム等の推進による観光振興



令和4年4月に「いわてサイクルステーション登録制度」を創設し、県内の道の駅や観光施設等、**92施設**が登録されている。

「いわてサイクルステーション」の登録施設

登録番号	市町村	施設名	施設の種類
第05号	達沢村	奥いわてサイクルサイクリングセンター	観光・公共
第04号	達沢町	達沢熱帯omicsニティセンター	観光・公共
第39号	釜石市	釜石ふるさと交流館	観光・公共
第32号	遠野市	サン心なる駅遠野	飲食・物販施設
第01号	遠野市	日替わりシナレントラン・せんばら	飲食・物販施設
第09号	北上市	WOOD STATION	飲食・物販施設
第09号	北上市	Uhe.comポートロイカの森	宿泊施設
第08号	釜石市	釜石ダメ看護施設	観光・公共
第07号	八幡平市	ビジネスホテル西林	宿泊施設
第06号	岩手郡雫石町	あみあみ・宿谷グリーンタージ	宿泊施設
第05号	岩手郡釜石町	高巣町複合広告「くざまーる」	観光・公共
第04号	岩手郡雫石町	森のこだま館	観光・公共
第03号	岩手郡雫石町	くすまき交流館プラトー	観光・公共
第02号	釜石市	道の駅「もりおか洪沢」	道の駅
第01号	下閉伊郡普代村	道の駅「青の国みだい」	道の駅
第00号	宮古市	宮古港フレーラミーナル	観光・公共
第09号	宮古市	釜泉郷レールバイク百合野	観光・公共
第08号	唐津町浜波町	すずらんの森CAFE	飲食・物販施設
第07号	花巻市	道の駅「酒田正経」	道の駅
第06号	釜石市	物販どんぐり浜田商店組合	観光・公共
第05号	釜石市	うのすけい・トモス	観光・公共
第04号	釜石市	こじんくらじ野・薪火センター	観光・公共
第03号	釜石市	釜石温泉インフォメーションセンター	観光・公共
第02号	釜石市	釜石觀光游客中心所	観光・公共
第01号	盛岡市	やなぎの郷ひのくら・旅館センター	観光・公共
第00号	宮古市	里の駅おぐに	観光・公共
第09号	奥州市	奥州市立歴史民俗資料館	観光・公共
第08号	矢巾町	矢巾町歴史民俗資料館	観光・公共
第07号	北上市	くろちゃんラーメン	飲食・物販施設
第06号	山田町	直山ひろばふれあいパーク山田	飲食・物販施設
第05号	奥州市	秋田オアシストラウンジ・キッズランKIDS	飲食・物販施設
第03号	奥州市	奥州市南陵地区センター	観光・公共
第02号	奥州市	寺の駅月来江	飲食・物販施設
第01号	梁川町	どうこベース	飲食・物販施設
第00号	釜石市	道の駅「釜石仙人掌」	道の駅
第09号	奥州市	奥州市いなかな交流館	観光・公共
第08号	北上市	バイク・リブリス	飲食・物販施設
第07号	北上市	ミッセル北上店	飲食・物販施設
第06号	北上市	Dots Cafe	飲食・物販施設
第05号	北上市	東の館	観光・公共
第04号	北上市	サンシティインスタイルビレッジ	宿泊施設
第03号	北上市	ふるさと体験館「北上」	宿泊施設
第02号	北上市	北上市夜景和更衣室	観光・公共
第01号	北上市	さらきの里ふれあいセンター	飲食・物販施設
第00号	北上市	くろいわ森林宿泊所	飲食・物販施設
第09号	北上市	奥津浦駅ストハイバス	観光・公共
第08号	北上市	あでんせラグナごろーぶ	観光・公共
第07号	宮古市	漁たち堂	宿泊施設
第06号	宮古市	道の駅「たろう」	道の駅
第05号	宮古市	津士ヶ浜レストハウス	飲食・物販施設
第04号	宮古市	道の駅「みやこ」	道の駅

(令和7年10月31日時点)

III 観光振興【目標】サイクルツーリズム等の推進による観光振興



【施設の概要】

登録番号	第75号
登録日	令和6年3月11日
施設名	<u>うのすまい・トモス</u>
住所	釜石市鵜住居町4丁目901番2
営業時間	9:00~18:00
定休日	水曜日・年末年始
お問合せ	(電話) 0193-27-5666
周辺情報	三陸鉄道 鵜住居駅、釜石祈りの駅
施設から一言	東日本大震災の記憶や教訓を将来に残す施設です。皆さん、ぜひお立ち寄り下さい！



【施設全景】



【施設の概要】

登録番号	第95号
登録日	令和7年9月19日
施設名	<u>滝沢市IPU第2イノベーションセンター</u>
住所	滝沢市巣子152-409
営業時間	8:30~17:15
定休日	土・日曜日休館
お問合せ	(電話) 019-681-1037

周辺情報

滝沢森林公園、ネイチャーセンター、馬っこパークいわて
企業や学生が集う滝沢市の情報です！休憩スペース・自販機など完備しているので休憩にぜひご利用ください。

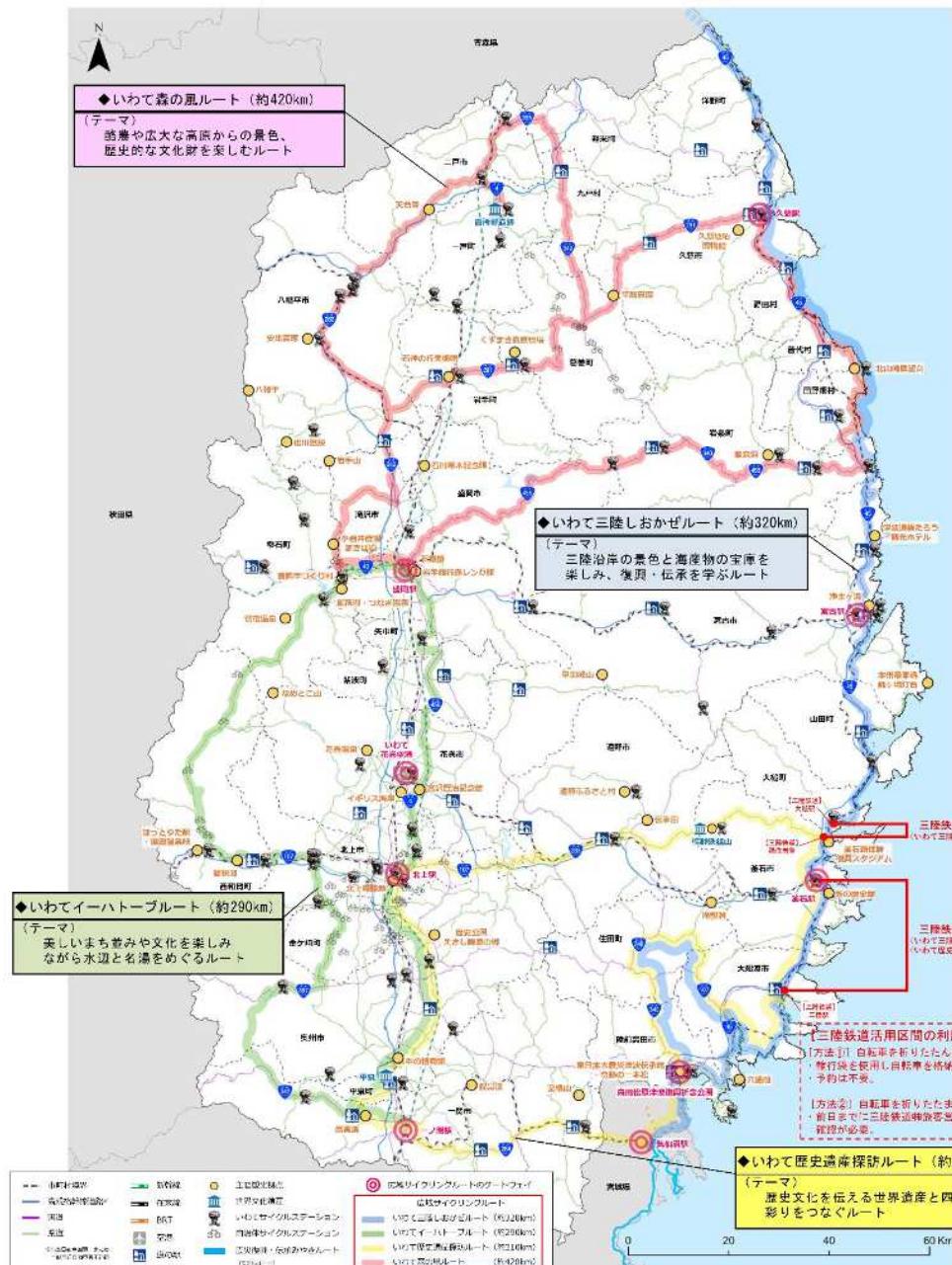
【施設全景】



【サイクルラック】



III 観光振興 【目標】サイクルツーリズム等の推進による観光振興



【いわて三陸しおかぜルート】 テーマ・ストーリー

テーマ

三陸沿岸の景色と海産物の宝庫を楽しみ、復興・伝承を学ぶルート

ストーリー

三陸復興国立公園を代表する景勝地の「淨土ヶ浜」「北山崎」をはじめ、リアス海岸で育まれた豊かな「海産物」や「琥珀と恐竜の古ロマン」を堪能できます。また、東日本大震災の被災経験を伝承する「津波追憶たるう観光ホルム」「金石鶴住居復興スタジアム」「奇跡の一本松」などがあり、復興の今を感じ、学ぶことができるルートです。

●浄土ヶ浜(宮古市)



出典: 岩手県観光協会

●三陸の海産物(ウニ)



1990-1991

出典: 岩手県観光協会

●津波遺構たろう観光ホテル(宮古市)



出處：岩手県観光協会

●釜石鶴住居復興スタジアム(釜石市)



出典: 岩手県観光協会



道路交通法改正に伴う取組み

本計画策定時の令和3年以降、自転車の乗車用ヘルメットの全年齢着用努力義務化、ながらスマホや酒気帯び運転の罰則整備等道路交通法の改正がなされているほか、令和8年4月から交通違反に対する交通反則通告制度の導入が決定している。



(出典：警察庁ホームページ)



(出典：警察庁ホームページ)

第1期計画の進捗状況と 次期計画の指標設定

第1期計画の進捗状況と次期計画の指標設定について



- ・指標8項目のうち、現時点での目標達成（見込み）は3項目（赤枠）。
- ・第1期計画の指標の進捗状況を踏まえ、第2期計画の指標を設定。
- ・目標達成が難しい見込みの指標については「継続」とし、一部は目標値を見直しのうえ、第2期での達成を目指す。
- ・第1期計画策定後に、「いわてサイクルステーション登録制度の創設」や「広域サイクリングルート（4ルート）」の設定の状況を踏まえ指標を一部変更（施策5、6）

施策項目	指標名	単位	第1期計画 (R3-R7)				現在の進捗状況	第1期計画の達成状況を踏まえた方向性	第2期計画 (R8-R12)				担当部局			
			令和3年度設定値		現状値	目標値			令和7年度設定値		R6	R12				
			R1	R7					R6	R12						
I 利用環境 【目標】自転車の利用拡大のための環境創出																
施策 1 自転車通行空間等の整備や維持管理の推進	県管理道路における自転車通行空間の整備延長（累計）	km	0.0	16.0	側溝入替が必要となった区間等の施工に時間を要したこと等により目標達成が難しい見込み	継続 (目標値見直し)	県管理道路における自転車通行空間の整備延長（累計）	km	4.9 (12.7)	150.0	県土整備部 警察本部					
施策 2 まちづくりと連携した自転車利用環境の整備の推進	市町村自転車活用推進計画策定数（累計）	市町村	0	6	自転車交通量の多い市町に計画策定を促すも、一部市以外動きは見られず目標達成が難しい見込み	継続	市町村自転車活用推進計画策定数（累計）	市町村	3 (3)	6	県土整備部					
II 健康づくり 【目標】自転車利用の促進による健康増進																
施策 3 サイクルスポーツ振興の推進	自転車関連の大会等への参加者数	人	2,776	4,000	コロナ禍の際に、大会数が減少したことが大きな要因となり目標達成が難しい見込み	継続 (目標値見直し)	自転車関連の大会等への参加者数	人	1,672	2,000	文化スポーツ部 県土整備部 教育委員会事務局 警察本部					
施策 4 自転車を活用した健康づくりの推進	自転車を利用する運動を実施した県民の割合	%	8.2	12.0	R 8 上半期に集計予定	継続	自転車を利用する運動を実施した県民の割合	%	8.5	12	総務部 文化スポーツ部 環境生活部 保健福祉部 県土整備部					
III 観光振興 【目標】サイクルツーリズム等の推進による観光振興																
施策 5 地域資源を生かしたサイクルツーリズムの推進	路面表示や案内看板が整備された複数市町村に跨る広域的なサイクリングルート（累計）	ルート	0	4	設定した広域サイクリングルートは当初想定より延長が長く、整備に時間を要するため目標達成が難しい見込み	指標見直し	広域サイクリングルートにおける路面標示や案内看板が設置された市町村数（累計）	市町村	2	24	商工労働観光部 県土整備部					
施策 6 地域特性を生かしたサイクリング環境の提供	サイクリスト受入環境が整備されている道の駅数（累計）	施設	2	11	R 4 時点で達成	指標見直し	いわてサイクルステーションの登録数（累計）	施設	79 (92)	200	ふるさと振興部 県土整備部					
IV 安全安心 【目標】自転車を安全に安心して利用できる社会の実現																
施策 7 自転車の安全利用の促進	自転車が関係する交通事故件数	件以下	248	198	R 3～R 6 は達成 R 7 は第4四半期に集計予定	継続 (目標値見直し)	自転車が関係する交通事故件数	件以下	145	125	総務部 復興防災部 教育委員会事務局 県土整備部					
施策 8 学校における交通安全活動の推進	道路管理者が自転車通学ルートの安全点検を実施した高校の割合（累計）	%	0	100	R 7 に達成見込み	継続	道路管理者が自転車通学ルートの安全点検（2巡目）を実施した高校の割合（累計）	%	0	100	ふるさと振興部 県土整備部 教育委員会事務局 警察本部					

※1 指標については、今後、パブリックコメント等で変更する可能性があります。

※2 R6現状値の下の()内の数値は、本日時点でのR7見込値を示す。

第2期岩手県自転車活用推進計画 (素案)の概要

第1章 総論

○計画策定の趣旨

- ・自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第10条に基づき、本県における自転車を活用した環境負荷の低減・健康増進、観光振興等の促進を目的として、令和3年3月に第1期計画（令和3～7年度）を策定したところ
- ・今年度末に計画期間が満了を迎えることに加え、今後も継続して取組みを推進していくため、第2期計画（令和8～12年度）を策定するもの
- ・また、上位計画である国の自転車活用推進計画の3次計画（令和8～12年度）の策定が予定されており、整合を図っていくこととしている

○計画の位置付け

- ・「いわて県民計画(2019～2028)」を始めとする本県の各種関連計画を踏まえ、法第10条の規定に基づき国自転車計画を勘案して策定した都道府県版の自転車活用推進計画であり、本県の自転車に関する施策の指針
- ・法第11条の規定に基づき、市町村が自転車活用推進計画を策定する際に、国自転車計画とともに参考となるもの

○計画の期間

- ・国自転車計画の3次計画期間に合わせて、令和8年度(2026)から令和12年度(2030)の5年間

○計画の対象地域

- ・岩手県全域

第2章 現状と課題

○岩手県の自転車を取り巻く現状と課題

利用環境

- 自転車通行空間の整備が不足しており、更なる整備促進が必要
- 3路線ある県管理自転車道線は舗装のひび割れ等が発生し道路の老朽化が進行
- 自転車ネットワーク計画を策定している市町村は2市（盛岡市、北上市）のみ
- 市町村版の自転車活用推進計画を策定した市町村は3市（盛岡市、北上市、陸前高田市）のみ(R6)
- 市街地部では荷さばき車両や放置自転車等による自転車通行の阻害が発生
- シェアサイクルを導入している市町村は東北地方で最も少ない1市(R6)
- サイクリングルートや駐輪場等の自転車関係の情報発信が不足



▲自転車通行空間の整備状況
(盛岡市内)

健康づくり

- 自転車を利用する運動を実施した県民の割合は横ばい傾向 (R38.4%⇒R68.5%)
- 自転車競技施設やサイクルイベント等の情報発信が不足

観光振興

- サイクルツーリズムの基盤となるサイクリングルートや案内看板等が不足
- サイクリングルートやサイクルイベント等の情報発信が不足
- 鉄道事業者と連携したサイクルトレイン導入の検討が必要
- サイクリストの受入環境が整っている施設として登録普及を進めている
いわてサイクルステーション (R4.4創設) の数が不足、更なる普及が必要
- 岩手県広域サイクリングルート (R6.3設定) の周知が不足しており、更なる情報発信が必要



▲いわてサイクルステーションのチラシ

安全安心

- 自転車の交通事故は5月～11月に多く発生しているが2割程度は冬期間に発生(R6年)
- 自転車の交通事故は自転車交通量が多い内陸部の盛岡市、奥州市、北上市、一関市、滝沢市、花巻市、の6市合計で全体の約8割(R6年)
- 自転車の交通違反はほぼ横ばいで推移しており、指導警告件数はヘッドホン使用、無灯火、携帯電話等使用の3項目の合計で全体の約5割(R6年)
- 通学等での自転車利用が多い高校生の自転車事故は小学生の約7倍(R6年)
- 災害時には自動車や公共交通機関が利用できなくなるおそれ



▲積雪時の道路状況
(盛岡市)

※ 本資料に記載している元号(西暦)の表記は「年」が記載されていない箇所は「年度」を示す。

第3章 取組分野、施策等

○取組分野、目標及び施策等

- ・本県の自転車を取り巻く現状と課題を踏まえ、「利用環境」、「健康づくり」、「観光振興」、「安全安心」の4つの取組分野を設定
- ・4つの取組分野ごとに本県の実情に応じた目標を掲げるとともに、それぞれの目標を実現するための8つの施策を実施

○具体的推進方策

- ・施策ごとに実施する具体的推進方策を定め、主要な指標を設定

I 利用環境 【目標】自転車の利用拡大のための環境創出

施策1 自転車通行空間等の整備や維持管理の推進

- ①自転車通行空間等の整備
- ②自転車通行空間や自転車道等の適切な維持管理
- ③道路標識や道路標示等の改善

【指標】継続(目標値見直し)

県管理道路における自転車通行空間の整備延長(累計)

4.9km(R6(2024))⇒150.0km(R12(2030))



▲自転車通行空間の整備状況
(盛岡市)

施策2 まちづくりと連携した自転車利用環境整備の推進

- ①市町村自転車活用推進計画等の策定支援
- ②市町村による路外駐車場の整備等に対する支援
- ③地域のニーズに対応した駐輪場の整備促進
- ④市町村のシェアサイクル導入に対する取組への支援
- ⑤自転車利用を促進するための効果的な情報発信

【指標】継続

市町村自転車活用推進計画策定数(累計)

3市町村(R6(2024))⇒6市町村(R12(2030))



▲シェアサイクルの導入状況
(盛岡市)

II 健康づくり 【目標】自転車利用の促進による健康増進

施策3 サイクルスポーツ振興の推進

- ①自転車関連の大会等の開催の促進
- ②タンデム自転車の公道走行に関する検討
- ③自転車利用を促進するための効果的な情報発信(再掲)

【指標】継続(目標値見直し)

自転車関連の大会等への参加者数

1,672人(R6(2024))⇒2,000人(R12(2030))



▲自転車関連大会の実施状況
(栗駒焼石ほっとライド)

施策4 自転車を活用した健康づくりの推進

- ①自転車を活用した運動習慣の定着による体力の維持・向上
- ②自転車通勤の促進
- ③自転車利用を促進するための効果的な情報発信(再掲)

【指標】継続

自転車を利用する運動を実施した県民の割合(累計)

8.5%(R6(2024))⇒12.0%(R12(2030))



▲自転車通勤導入の手引きによる広報啓発

Ⅲ 観光振興 【目標】サイクルツーリズム等の推進による観光振興

施策5 地域資源を生かしたサイクルツーリズムの推進

- ①官民連携による広域的なサイクリングルートの整備
- ②サイクルツーリズムを楽しむ観光客の誘客促進
- ③自転車通行空間等の整備(再掲)
- ④自転車利用を促進するための効果的な情報発信(再掲)

【指標】指標見直し

広域サイクリングルートにおける路面標示や案内看板が設置された市町村数(累計)

2市町村(R6(2024))⇒24市町村(R12(2030))



▲岩手県広域サイクリングルートのサイクリングマップ

施策6 地域特性を生かしたサイクリング環境の提供

- ①道の駅等のサイクリング環境の向上
- ②サイクリストと連携した快適なサイクリングルートの確保
- ③サイクルトレインの実施への支援
- ④自転車利用を促進するための効果的な情報発信(再掲)

【指標】指標見直し

いわてサイクルステーションの登録数(累計)

79施設(R6(2024))⇒200施設(R12(2030))



▲道の駅もりおか渋民のサイクルラック設置状況

IV 安全安心 【目標】自転車を安全に安心して利用できる社会の実現

施策7 自転車の安全利用の促進

- ①安全な自転車利用の促進に向けた交通安全指導
- ②交通安全意識高揚に向けた広報啓発
- ③違法駐車に対する規制等の検討
- ④災害時における自転車活用
- ⑤自転車通行空間等の整備(再掲)

【指標】継続(目標値見直し)

自転車が関係する交通事故件数

145件(R6(2024年))⇒125件以下(R12(2030年))

施策8 学校における交通安全活動の推進

- ①児童生徒の安全な自転車利用促進に向けた交通安全教室の開催
- ②高校生の自転車通学ルートの安全点検
- ③自転車通行空間等の整備(再掲)

【指標】継続

道路管理者が自転車通学ルートの安全点検(2巡目)を実施した高校の割合

0.0%(R6(2024))⇒100%(R12(2030))



▲岩手県自転車条例 周知用ポスター



▲交通安全教育の実施状況

第4章 計画の推進方策

○計画の推進体制

- ・地域の実情を踏まえ、市町村等の関係機関との適切な役割分担の下、相互に連携した取組を展開

○計画のフォローアップ

- ・毎年度、指標の進捗状況と施策の実施状況等の確認を行い、その結果を岩手県ホームページで公表
- ・社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直し



計画の推進に向けたP D C A サイクル